

# 11月8日は **いい歯の日**



岩手県では、県民が口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに県民自らが口腔の健康づくりの取り組みを促進するため、11月8日を「**いい歯の日**」としています。生涯にわたって健康な歯でいられるよう、健康づくりのために歯の病気について少し勉強してみませんか？

## むし歯は痛くないときに治そう!

むし歯は「歯に穴が開く」、「黒っぽい」というイメージがありますが、むし歯は歯の表面が白くなることから始まります。これは歯を守るエナメル質が溶け始める状態です。このときは痛みもないためむし歯に気づきにくいのです。そのまま放置して痛みが強くなったころにはむし歯は進行しています。むし歯は何より早期発見・早期治療が大切です。初期のむし歯は家庭でなかなか見つけられないため、定期的に歯科医院に受診してお口の状態を見てもらいましょう。

## 歯周病は全身に影響する!?

歯周病は歯を支える歯ぐきなどに炎症が起きる病気で日本人の歯を失う病気第一位となっています。歯周病の原因菌や炎症性物質が血管を通して全身に運ばれると心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病につながる恐れがあります。また、妊娠期の歯周病は早産・低体重児出産のリスクを高めます。歯周病予防には、歯みがき、規則正しい食生活、禁煙が大切です。歯周病の原因となる歯垢は、歯ブラシで届きにくい歯と歯の間に溜まりやすいため、歯間ブラシやデンタルフロスを使いましょう。

健康福祉課 Tel.0193-42-8716

## 「上水道未使用世帯など」へ支援金を給付しています

原油価格などを原因とする物価高騰の状況を踏まえ、支援金（上水道基本料金の6か月相当額）を給付します。

- 【対象者】** 基準日（令和5年10月1日）において、町内に住所を有し、住所地での生活もしくは事業の実態があり、町の上水道以外の施設などのみを利用している世帯の世帯主および事業者。  
※令和5年10月1日時点で大槌町の住民基本台帳に登録があり、申請時にも引続き登録がある世帯主および事業者  
※同一住所地で複数の世帯がある場合には、いずれかの世帯主の代表者
- 【申請受付期間】** 令和5年10月1日～令和6年2月29日（土、日、祝日を除く8：30～17：15）
- 【給付額】** ・一般家庭 1世帯8,400円 ・事業者 1事業者18,600円
- 【申請受付場所】** 大槌町役場2階 企画財政課
- 【申請方法】** ※対象となる新規申請世帯および事業所は、書類提出が必要のためご来庁ください。

給付対象者		手続き方法	必要書類
一般家庭	新規申請世帯	役場窓口で手続きが必要です。	・申請書兼請求書（様式第2号） ・本人確認書類…① ・振込先口座の確認書類…②
	昨年度に受給した世帯	町から郵送される確認書（様式第1号）を返信用封筒に入れて返送	
事業所	個人事業者	役場窓口で手続きが必要です。	・申請書兼請求書（様式第2号） ・振込先口座の確認書類…②
	事業者		・個人事業者および事業者の事業実態確認書類…③

- 【添付書類】** ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのいずれか）  
②振込先口座の確認書類  
③個人事業者および事業者の事業実態確認書類（2022年分の確定申告書第一表の控えおよび電気の使用が確認できる資料の写し）
- 【その他】** 給付金を装った詐欺にご注意ください。 企画財政課 Tel.0193-42-8712

# くらしの **安心** だより

## 令和5年度 大槌町防災訓練を実施します

いざという時の備え「命を守る行動」について考えてみましょう

防災意識の向上を図る目的で地震・津波を想定した避難訓練を実施します。地震・津波が発生した時、自分の身を守る行動を心掛けるとともに、訓練を通じ避難場所や避難経路の確認を行うなど、積極的に訓練に参加するようお願いいたします。

**開催日時** 11月11日（土）7:20～7:50  
**訓練時程** 7:20 地震発生 7:23 大津波警報発表、避難指示放送 7:50 避難訓練終了

防災行政無線による訓練放送を流します。

※内容は変更となる場合があります。

### 【地震が発生したら】シェイクアウト訓練

家具などの転倒や落下から身を守るために、地震が来たらその場で「まず低く（しゃがむ）」、「頭を守る（かくれる）」、「動かない（待つ）」を実践しましょう。いざという時に備えておくためには日ごろの訓練が必要不可欠です。



出典：日本シェイクアウト援国会議 HP

### 【津波が来る前に】速やかに避難行動を行う

津波が来ることを想定し、近くの指定緊急避難場所や高台などへ速やかに避難しましょう。訓練を通じ避難場所や避難経路を確認することで、有事の時の速やかな行動に繋がります。



## 津波災害警戒区域の指定について

### 津波災害警戒区域とは

8月29日（火）、岩手県津波災害警戒区域が指定されました。津波災害警戒区域は、津波が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のことで

### 津波災害警戒区域＝最大クラスの津波浸水想定区域

津波警報・大津波警報の避難指示の対象範囲は、津波災害警戒区域として発令します。防災ハザードマップなどで、自宅、勤務先、よく通る場所などが津波災害警戒区域に入るか確認をお願いします。

### 津波災害警戒区域該当地域

白沢、桜木町、花輪田  
上町、本町、大町、末広町、新町、須賀町、栄町、小枕、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、港町、新港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、赤浜三丁目  
吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、浪板  
沢山、迫又、源水、大ケロ一丁目、大ケロ二丁目、柵内

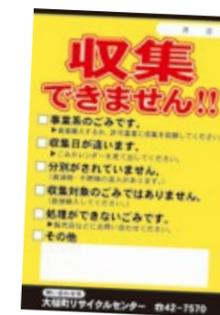
防災対策課 Tel.0193-42-8781

## 違反ごみの収集はできません!!

一般家庭の生活ごみではないもの、収集日が違うもの、分別していないものなどの違反ごみは収集できません。

対象のごみにシールを貼り収集しません。

今回、町内のごみ集積所2カ所に産業廃棄物とみられるコンクリート片や鉄屑などが土嚢袋で捨てられていました。



コンクリート片 鉄くず

心当たりのある人は、リサイクルセンターにて保管していますので、引き取りをお願いします。

ゴミを出すときは「ごみの出し方・分け方」に則って中身が見える袋で出し、出した後も自分で出したゴミが回収されたかどうか確認しましょう。

リサイクルセンター Tel.0193-42-7570